

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。我が国が署名・締結した独占禁止協力協定は、第1表のとおりである。

また、公正取引委員会は、競争当局間の協力・連携の強化に向けて、競争当局間の協力に関する覚書等を締結しており、令和4年度も外国の競争当局との覚書の署名に向けた交渉を行った。

第1表 我が国が署名・締結した独占禁止協力協定

協定名	状況
日米独占禁止協力協定	平成11年10月署名 平成11年10月発効
日欧州共同体独占禁止協力協定	平成15年7月署名 平成15年8月発効
日加独占禁止協力協定	平成17年9月署名 平成17年10月発効

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和4年度における協議の開催状況は、第2表のとおりである。

第2表 令和4年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
フランス	令和4年6月9日 東京（ウェブ会談）	フランス競争委員会
オーストラリア	令和4年8月2日 東京（ウェブ会談）	オーストラリア競争・消費者委員会
米国	令和4年10月11日 ドイツ・ベルリン（対面）	米国連邦取引委員会
米国	令和4年10月11日 ドイツ・ベルリン（対面）	米国司法省反トラスト局

第3 経済連携協定等への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。令和4年度においては、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の締結交渉に参加した。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第3表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第3表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効

協定名	状況
日・オーストラリア経済連携協定	平成 26 年 7 月署名 平成 27 年 1 月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成 27 年 2 月署名 平成 28 年 6 月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11 協定）	平成 30 年 3 月署名（注 4） 平成 30 年 12 月発効（注 5）
日・E U 経済連携協定	平成 30 年 7 月署名 平成 31 年 2 月発効
日・英包括的経済連携協定	令和 2 年 10 月署名 令和 3 年 1 月発効
地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）	令和 2 年 11 月署名（注 6） 令和 4 年 1 月発効（注 7）

（注 1）平成 19 年 3 月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年 9 月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注 2）平成 20 年 4 月に我が国及び全 A S E A N 加盟国の署名が完了した。

（注 3）我が国とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間では平成 20 年 12 月に、ブルネイとの間では平成 21 年 1 月に、マレーシアとの間では同年 2 月に、タイとの間では同年 6 月に、カンボジアとの間では同年 12 月に、インドネシアとの間では平成 22 年 3 月に、フィリピンとの間では同年 7 月に発効した。

（注 4）平成 28 年 2 月に、我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後、米国が離脱を表明したことを受けて、平成 30 年 3 月、米国を除く 11 か国により T P P 11 協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名された。

（注 5）T P P 11 協定は、我が国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムの 7 か国が国内手続を完了したことにより、平成 30 年 12 月に同 7 か国について発効した。その後、令和 3 年 9 月にペルー、令和 4 年 11 月にマレーシア、令和 5 年 2 月にチリについてそれぞれ発効した。

（注 6）令和 2 年 11 月に、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにより R C E P 協定が署名された。

（注 7）R C E P 協定は、少なくとも 6 の A S E A N 加盟国である署名国及び少なくとも 3 の A S E A N 加盟国でない署名国が批准等を行うことにより発効することとなっている。令和 3 年 11 月に同発効基準を満たしたことから、令和 4 年 1 月に批准等を終えた 10 か国（我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランド）について発効し、その後、同年 2 月に韓国、同年 3 月にマレーシア、令和 5 年 1 月にインドネシアについてそれぞれ発効した。

第 4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（I C N : International Competition Network）

(1) I C N の概要

I C N は、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成 13 年 10 月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令

和4年度末現在、132か国・地域から143の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）もICNに参加している。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、令和2年5月から単独行為作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第21回年次総会は、令和4年5月4日から同月6日までハイブリッド形式（対面形式及びウェブ形式が同時に開催される形式をいう。以下同じ。）で開催され、公正取引委員会委員及び事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

令和4年度における主な会議の開催状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和4年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	形式
第21回年次総会	令和4年5月4日～6日	ハイブリッド形式（ドイツ連邦カルテル庁主催）
カルテルワークショップ	令和4年12月6日～8日	ハイブリッド形式（ニュージーランド商務委員会主催）
単独行為ワークショップ	令和5年3月7日～8日	ハイブリッド形式（公正取引委員会主催）

(2) 各作業部会の活動状況

令和4年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念等について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG2）が設置されている。

第21回年次総会以降、SG1においては、「カルテル及び入札談合の刑事罰化」、「カルテル事件審査における課題」、「立入検査の方法等」及び「電子証拠収集等」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、公正取引委員会事務総局の職員が参加した。このうち「カルテル及び入札談合の刑事罰化」、「カルテル事件審査における課

題」及び「立入検査の方法等」をテーマとしたオンラインセミナーでは、当委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。このほか、前記のテーマのうち「カルテル及び入札談合の刑事罰化」については、当委員会は、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯にオンラインセミナーを主催し、当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。

S G 2においては、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行うとともに、利用促進を図っている。

また、令和4年12月、「変化する世界への対応」をテーマとしたカルテルワークショップがハイブリッド形式で開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の取れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第21回年次総会以降、同作業部会においては、同作業部会の成果物である「企業結合審査に関して推奨される慣行」のうち、「参入と拡大」の章の改定に向けた作業が行われているほか、令和4年10月には、「非水平型企業結合」の章の新設に向けた準備作業が開始されている。また、公正取引委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行うとともに、利用促進を図っている。

加えて、「企業結合審査における、データのコントロール、市場支配力及び潜在的競争の評価」をテーマにしたオンラインセミナーが開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。また、「デジタル分野の企業結合」をテーマとした一連のオンラインセミナーが開催された。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第21回年次総会以降、同作業部会においては、共同議長である公正取引委員会が主導して、競争制限のメカニズムの分析等の論点を検討することを目的とし、「デジタル市場における市場支配的地位又は実質的市場支配力を伴う単独行為に係る競争制限のメカニズムの分析及び是正措置の設計」に係るアンケート調査の結果に基づく報告書の作成を行った。同報告書は、後記のワークショップにおける議論を経た後、令和5年3月15日の運営委員会において、I C Nの成果物として承認された。

令和5年3月、公正取引委員会は、「現在の単独行為分野における競争政策と法執行の発展と課題」をテーマとしたワークショップを、ハイブリッド形式で東京において主催した。同ワークショップにおいて、当委員会委員長がオープニング・スピーチを行い、前記報告書について当委員会委員がプレゼンテーションを行った。これら以

外にも、当委員会委員によるスピーチが行われたほか、当委員会事務総局の職員が、多くのセッションにモデレーター、スピーカーとして参加した。

このほかに、令和5年2月、「医薬品分野における支配的地位の濫用」をテーマにしたオンラインセミナーが開催された。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第21回年次総会以降、同作業部会においては、アドボカシー活動ツールキットの更新等に向けた作業が行われたほか、各競争当局が実施した市場調査に関するデータベースである「インフォメーションストア」の更新作業が行われた。

また、「アドボカシーによる効果的なエンフォースメントの国際協力を可能にする取組」、「アドボカシー活動の有効性評価」、「企業に対する競争のメリットの説明に係る取組」及び「次年度プロジェクトの取組」をテーマにオンラインセミナーが開催され、このうち、「アドボカシーによる効果的なエンフォースメントの国際協力を可能にする取組」をテーマとしたオンラインセミナーでは、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めたほか、「次年度プロジェクトの取組」をテーマとしたオンラインセミナーでは、競争当局と規制当局による共同ガイドラインの策定事例等の調査に係るプロジェクトを当委員会事務総局の職員が提案した。そのほか、競争当局の担当官向けにトレーニング教材を提供する「ICNトレーニングオンデマンド」において令和5年3月に公開された「広報活動」のビデオに、当委員会事務総局の職員がインタビュー形式で出演した。

さらに、第21回年次総会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2022年アドボカシーコンテストも開催された。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第21回年次総会以降、同作業部会においては、競争当局が明確な目標や戦略を定め、その進捗や有効性を評価するに当たってのベストプラクティスや経験に焦点を当てる「有効性の計画、監視、測定」に関する調査が実施された。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和4年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第5表参照）であり、公正取引委員会からは、委員等が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論

に貢献した。

第5表 令和4年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和4年6月20日～24日	第138回本会合、第73回第2作業部会（競争と規制）、第135回第3作業部会（協力と執行）
令和4年11月28日～12月2日	第139回本会合、第74回第2作業部会（競争と規制）、第136回第3作業部会（協力と執行）、第21回競争に関するグローバルフォーラム、第7回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）前記会議は、全てハイブリッド形式である。

(2) 令和4年6月の第138回本会合においては、①「購買力と購入カルテル」に係るラウンドテーブル、②「デジタル経済において進化する市場支配力の概念」に係るラウンドテーブル、③「完了した企業結合事案の解消（経験と課題）」に係るラウンドテーブル、④「競争法の執行における行動洞察」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年11月の第139回本会合においては、①「取締役の資格剥奪及び入札参加者の排除」に係るラウンドテーブル、②「競争とインフレーション」に係るラウンドテーブル等が行われた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和4年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和4年6月の会合において、「地域交通サービスの供給に係る競争と規制」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年11月の会合においては、「エネルギー市場における競争」に係るラウンドテーブル等が行われた。

イ 第3作業部会では、令和4年6月の会合において、「競争法違反被疑事件審査における暫定措置」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年11月の会合においては、「競争法の審査におけるデータスクリーニングツール」に係るラウンドテーブル等が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、令和4年12月の会合において、①「競争政策の目的」に係る議論、②「補助金、競争及び貿易」に係るラウンドテーブル、③「競争当局と規制当局の相互作用」に係るラウンドテーブル、④「濫用事件における制裁、是正措置及び確約」に係るラウンドテーブル等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合（令和4年11月）においては、「国際的な執行協力」に関する議論等が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東

アジア地域等における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和4年度においては、公正取引委員会は、9月にフィリピン・マニラにおいてフィリピンの競争当局等との共催により、第17回東アジア競争政策トップ会合及び第14回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、競争政策・競争法グループ（CPLG）が設置されている。公正取引委員会は、平成28年1月からCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和4年度においては、公正取引委員会事務総局の職員が、同年11月にハイブリッド形式で開催された「競争政策と持続可能な開発」に係るワークショップにスピーカーとしてウェブ参加した。また、令和5年2月に米国・パームスプリングスで開催されたCPLG会合において、アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化に関する取組を含む我が国の競争政策の最近の動向等について報告するとともに、併せて開催された「効果的・効率的な競争法訴訟及び規制に関するアドボカシー」に係るワークショップにスピーカーとして参加した。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADにおいては、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的として採択された「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）に基づき、そのような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、競争法・政策に関する政府間専門家会合が設置されている。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和4年度には、7月20日から同月22日までスイス・ジュネーブにおいて第20回競争法・政策に関する政府間専門家会合がハイブリッド形式で開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合にウェブ会議の方式で参加した。

6 G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット

令和4年5月11日に採択されたG7デジタル・技術大臣会合の大臣宣言において、「デジタル競争市場への支援」がうたわれ、また、デジタル市場における競争に関連した執行及び政策アプローチに関する交流を促進するための更なる議論が支持され、さらに、G7

の競争当局（注1）間の継続的な情報及び経験の交換が歓迎された。

これを受けて、ドイツ連邦カルテル庁及びドイツ連邦経済・気候保護省は、令和4年10月12日、ベルリンにおいて、G7の競争当局及び政策立案者のトップ等が出席する、「エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催した。同サミットには公正取引委員会委員長等が出席し、①「世界における法改正－共通のゴールと交差点」、②「競争法と他の法律・政策との交差点における法執行－必要性和摩擦」、③「デジタル分野における法執行－成功、ギャップ、新たなツール」といった議題について議論が行われた。

また、同サミットの開催に当たり、G7の競争当局及び令和3年のG7エンフォーサーズ・サミットに招待された国の競争当局（注2）は、デジタル市場における競争上の問題に対処するための各競争当局の活動を概観するとともに、共通の取組等に焦点を当てた「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（Compendium）」を共同で更新し、公表した。

（注1）競争・市場保護委員会（イタリア）、競争委員会（フランス）、連邦カルテル庁（ドイツ）、産業省競争局（カナダ）、競争・市場庁（英国）、司法省反トラスト局（米国）、連邦取引委員会（米国）、欧州委員会競争総局（EU）及び公正取引委員会（日本）のことをいう。

（注2）競争・消費者委員会（オーストラリア）、競争委員会（インド）、公正取引委員会（韓国）及び競争委員会（南アフリカ）のことをいう。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これらの国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、当委員会は、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した技術支援プロジェクトを実施しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップ等を開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) ベトナムに対する技術支援

公正取引委員会は、令和元年11月から令和4年7月まで、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてベトナムの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、長期専門家が同4年5月20日及び6月9日に開催した現地公開セミナーを支援したほか、同年7月21日にベトナム・ハノイにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣し、同年6月9日及び10日並びに同年10月12日に、ベトナムの競争当局の職員等に対してオンライン研修を実施した。さらに、当委員会は、同年11月9日から同月15日にかけてベトナムの競争当局の職員等15名

を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

(2) モンゴルに対する技術支援

公正取引委員会は、令和5年1月18日から同月24日にかけてモンゴルの競争当局の職員等16名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。また、当委員会は、令和4年4月27日に、モンゴルの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(3) マレーシアに対する技術支援

公正取引委員会は、令和4年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和5年3月14日から同月16日にかけて、マレーシア・クアラルンプールにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

(4) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和4年8月2日、同月8日、同年10月18日、同年11月29日及び令和5年2月14日に、タイ・バンコクにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。さらに、令和4年6月1日に、タイの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(5) 課題別研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和4年度においては、開発途上国7か国から8名の参加を得て、同年11月28日から同年12月9日まで東京及び近畿地区において実施した。

2 J A I Fを活用した技術支援

公正取引委員会は、平成31年1月に開始したJ A I Fを活用した技術支援プロジェクト第2期を支援してきたところ、令和4年度は、我が国及びA S E A N加盟国における競争法専門家とともにA S E A N加盟国における競争法に係るピアレビューを完了し、当該プロジェクト第2期は令和4年10月をもって終了した。

3 その他の技術支援

公正取引委員会は、令和4年6月30日にシンガポールの競争当局の職員に対して、同年8月29日にインドネシアの競争当局の職員に対して、また、令和5年2月20日にウクライナの競争当局の職員に対して、オンラインセミナーを実施した。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和4年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和4年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料等の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣するなどの活動を行っている。令和4年度においては、同年4月に米国・ワシントンD.C.で開催されたABA（全米法曹協会）春季会合、同年9月に米国・ワシントンD.C.で開催されたジョージタウン大学反トラスト法執行シンポジウム、米国・ニューヨークで開催されたフォーダム競争法研究所ワークショップ、同年10月にウェブ形式で開催されたAntitrust in Asia、令和5年1月に米国・パロアルトで開催されたThe Tech Antitrust Conference 及び同年3月に米国・ワシントンD.C.で開催されたABA（全米法曹協会）春季会合に、それぞれ当委員会委員がスピーカーとして参加した。

また、令和4年8月にシンガポールで開催されたGCR（Global Competition Review）Live Law Leaders Asia-Pacific に、同年12月にシンガポールで開催されたAntitrust in Asia に、それぞれ公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。